

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により，大規模小売店舗の変更の届出がありましたので，法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告するとともに，その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお，この公告に係る，大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，法第8条第2項に基づき，この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成 15 年 10 月 10 日

京都市長職務代理者
京都市助役 高木 壽一

1 届出者の氏名及び住所

株式会社高島屋
代表取締役 鈴木 弘治
大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 5 号
阪急不動産株式会社
代表取締役 簀原 克彦
大阪市北区角田町 1 番 1 号東阪急ビルディング内

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社高島屋 京都店
京都市下京区四条通河原町西入真町 52 番地

(2) 変更する事項

変更する事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面記載のとおり 収容台数 988 台	位置 届出書の添付 図面記載のとおり 収容台数 988 台 * 市営四条烏丸駐車場を新たに契約駐車場とするため
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 15 箇所 位置 届出書の添付 図面記載のとおり	数 17 箇所 位置 届出書の添付 図面記載のとおり * 市営四条烏丸駐車場を新たに契約駐車場とするため

(添付図面省略)

(3) 変更年月日

平成 15 年 11 月 1 日

3 届出年月日

平成 15 年 9 月 26 日

4 縦覧場所，期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 15 年 10 月 10 日（金）から平成 16 年 2 月 10 日（火）まで（日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成 15 年 12 月 29 日から平成 16 年 1 月 3 日までを除く。）

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 16 年 2 月 10 日（火）

（産業観光局商工部商業振興課）

